

「いかに適切に環境に関わるか」という より広い視点を！

琵琶湖は約400万年という悠久の歴史を持つ世界有数の古代湖であり、近畿1450万人の生活を支える水資源としてだけでなく、豊かな生態系を育み、人々の暮らしによって独自の文化や景観が形成されるなど、多様な価値を生み出してきました。

しかし、琵琶湖をはじめとする滋賀の環境は、かつての淡水赤潮の大発生といった事業場や家庭等からの環境負荷により富栄養化が問題となった状況から変化し、在来魚介類の減少や外来生物の増加、水草の大量繁茂、森林の荒廃など多様な課題に直面しています。

その背景の一つには、琵琶湖と河川や水田とのつながりが失われつつあることに加え、経済・社会の中で自然の恵みが十分に活用されなくなってきたことにより物質の健全な循環が滞ってきていることがあると考えられ、これまでの「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点が求められています。

こうした中、環境行政の基本計画である「滋賀県環境総合計画」を第五次として改定しました。

この計画では、これまでの環境施策の成果と課題、経済・社会などの様々な情勢の変化、環境保全に係る新たな考え方を踏まえ、目指す将来の姿を「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」としています。

「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵みを、「経済・社会活動」において適切に活用しつつ、保全のための投資や活動を通じて生態系・自然界への貢献を行う。こうした「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」が成り立ち、それらが相互に支え合う関係のもとで広がることで、目指す将来の姿が実現できるものと考えます。

県民、企業・事業者、NPOの皆様、そして市町とも一緒になり、活力あふれる循環共生型社会の実現に向けて取り組んで参ります。

一緒にがんばりましょう！



平成31年（2019年）3月

滋賀県知事

三田 大造

目 次

はじめに	2
第1章 計画の基本的事項	3
1 計画改定の背景	3
2 2 計画の性格と役割・関連計画との関係	4
3 3 計画の対象・期間	5
第2章 環境政策を進めるビジョン	6
1 滋賀県の環境をとりまく現状認識	6
(1) 経済・社会の状況	6
(2) 環境の状況（第四次計画の点検・評価）	11
(3) 環境保全に係る新たな考え方	20
(4) 将来の環境に影響を与える要素と2030年の環境の見通し	24
2 目標・視点	25
(1) 目指す将来の姿	25
(2) 目標	26
(3) 施策展開の三つの視点	28
第3章 施策の方向性	31
1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用	31
1-1 琵琶湖の保全再生・活用	31
1-2 生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮	33
2 気候変動への対応・環境負荷の低減	36
2-1 気候変動	37
2-2 環境リスク	38
2-3 循環型社会	38
3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着	40
3-1 環境学習	40
3-2 環境とのつながり・関わり	41
3-3 環境インフラ等	42
3-4 調査研究・技術開発	43
4 国際的な協調と協力	44

第4章 計画の円滑な推進	45
1 各主体の役割・連携	45
2 関係諸計画への反映	46
3 計画の進捗状況の点検および見直し	46
参考資料	49

第五次滋賀県環境総合計画の概要

第三次計画
：H21～25年度
「持続可能な
滋賀社会の実現」
・低炭素社会
の実現
・琵琶湖環境
の再生

第四次計画：H26～30年度
「めぐみ豊かな環境といのち
への共感を育む社会の実現」
・環境の未来を拓く
「人・地域」の創造
・琵琶湖環境の再生と継承
・低炭素化など環境への
負荷が少ない安全で
快適な社会の実現

第1章 計画の基本的事項

- 《「性格」》
- ・滋賀県環境基本条例第12条に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定める環境行政の基本計画
 - ・環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境配慮のための指針など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示す
 - ・基本構想の部門別計画として、他の部門別計画との間で、相互に考え方を整合させるとともに、環境の分野別計画に施策の方向性を示す
- 《計画期間》 2019年度～2030年度（12年間） ※必要に応じて見直しを実施

第2章 環境政策を進めるビジョン

1 滋賀県の環境をとりまく現状認識

- 環境の状況（第四次計画の点検・評価／現状・課題）
- 環境の未来を拓く「人・地域」の創造
【環境学習】 場や機会の提供、滋賀の豊かな地域資源を活用した取組、活動支援
 - 【ライフスタイル、ビジネススタイル】 エネルギー使用量の削減、ごみの減量、環境産業の振興、環境ごたわり産業等の取組拡大
 - 琵琶湖環境の再生と継承
【琵琶湖の保全再生】 琵琶湖や流入河川の水質改善、一方で生態系に関する課題顕在化（在来魚介類の減少、水草の大量繁茂、外来種の定着等）
 - 【生物多様性】 開発による生息・生育環境の劣化・消失だけでなく、人の手が及ばなくなったことによる影響、ニホンジカの生息増・生息域拡大、暮らしと自然との関わり希薄化
 - 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
【低炭素社会】 本県温室効果ガス総排出量減少（1990年度比）。但し、家庭・業務部門増、同総排出量の約半分以上は産業部門
 - 【環境リスク】 排出源対策等により抑制。概ね支障がない状態での管理、県民の環境リスクに対する関心の高まり
 - 【循環型社会】 家庭や企業の取組進む。一般廃棄物の排出量は概ね減少、産業廃棄物の排出量は増加

持続可能な開発目標（SDGs）
琵琶湖保全再生施策に関する計画
第五次環境基本計画

環境保全にかかわる
新たな考え方

○将来の環境に影響を与える要素→2030年滋賀の環境の見通し

- 環境の未来を拓く「人・地域」の創造
・環境学習の取組が進む一方、価値観の多様化・保全の担い手減少・技術革新の進展
一 自ら行動する人の増加、多様な参画の進展、新たな配慮型製品の出現・普及、SDGsなどの国際的な枠組みのもと、持続可能性に貢献する企業・産業が成長
- 琵琶湖環境の再生と継承
・産業構造変化、中山間地の人口減少、耕作放棄地進行、農地減少、管理の行き届かない森林の増加、環境への負荷削減
→琵琶湖への流入負荷減少・水質一定改善、気候変動による影響の顕在化、餌環境・生物多様性に改善の兆候、新たな外来生物の影響の可能性、酷暑継続の可能性、琵琶湖と人の関わり多様化
- 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現
・再生可能エネルギー利用拡大、世界的エネルギー需要拡大、産業構造変化、新たな技術や製品の開発、環境インフラを強化
→地域の温室効果ガス排出量減少、一方で世界的な温室効果ガス排出量増加、自然災害の増加等気候変動による影響拡大の可能性、環境インフラの機能低下・負担増、一般廃棄物・産業廃棄物の減少、化学物質等のリスク管理継続

環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環



「いかに環境への負荷を抑制するだけでなく
「いかに環境に關わるか」というより広い視点へ
(目指す将来の姿)

琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む
持続可能で活力あふれる循環共生型社会

・活力ある人々の営みの中で「つながり」が回復し、「循環共生型社会」が実現されている
・琵琶湖の水質が良好に保たれ、琵琶湖の魚介類や森林資源など「自然の恵み」があふれ、暮らしに活かされている
・環境リスクが低減され、気候変動への対応が進み、「安全・安心」で豊かな人々が、喜び、取り組み、環境保全の基盤が保たれている
(目標)
SDGsの考え方

～ 環境と経済・社会活動をつなぐ
健全な循環の構築～
施策展開の3つの視点

共生
地域資源の活用を通じて「自然と人」「人と人」「地域と地域」の共生をつくる

「守る」活かす
「支える」
「変える」
「環境自治」の理念のもとで、多様な主体の参画を進める協働を進める

協働
「環境自治」の理念のもとで、多様な主体の参画を進める協働を進める



第3章 施策の方向性

「共生」を活かす・支える「協働」の施策展開の3つの視点を通して、以下の4つの施策の柱のもと、10の分野ごとに施策の方向性を定める。

- 1 琵琶湖をとりまく環境の保全再生と自然の恵みの活用
【琵琶湖の保全再生・活用】 在来魚介類のぎわい、復活に向けた調査研究、南湖の重点的な保全・再生、県産の農林水産物の利用促進、生態系を含めた新たな有機物指標（TOC等）の導入、琵琶湖環境と関わる機会の充実
- 【生物多様性の確保・森林の多面的機能の発揮】 多様な主体による侵略的外来生物の監視や防除活動への支援、社会経済活動・生物多様性の視点の相対化、県民の理解の促進、再造林による森林の更新、森林資源の循環の促進・活力ある林業の推進、県産材の安定供給体制の確立と利用の推進、人材の育成確保、森林山村の活性化

2 気候変動への対応・環境負荷の低減

- 【気候変動】 今世紀後半の脱炭素社会を目指し、低炭素社会の実現に向けた取組、気候変動による影響把握・情報共有・適応策の取組、省エネルギー・節電推進、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、下水道における未利用資源の有効利用の推進、エネルギー関連産業の振興・技術開発推進
- 【環境リスク】 工場等の自主管理体制の構築、環境事故防止の取組促進、環境リスクに関する正確な情報の発信、リスクコミュニケーションの推進
- 【循環型社会】 より環境負荷の小さい2R（リデュース・リユース）の取組強化（プラスチックをはじめとする容器包装廃棄物、食品ロスの一層の削減等）・リサイクルの推進、適正処理の推進、災害廃棄物処理体制の整備、多様な主体の連携・協働

3 持続可能な社会を支える学びと暮らしの定着

- 【環境学習】 学習推進を担う人材育成・確保、学習プログラム収集整備、学習の機会の充実、多様な主体の参加・交流・連携のための仕組みづくり
- 【環境とのつながり・関わり】 取組の段階等に応じた普及啓発、情報提供、環境配慮製品等の利用促進、環境保全技術・製品等の開発促進、地産地消の推進、事業者による環境保全の取組への支援
- 【環境インフラ等】 下水道事業の防災減災対策・老朽化対策等の推進や治山施設等の点検・診断を通じた補修等（環境インフラの取組）、自然環境が有する多様な機能を活かしたインフラ整備や土地利用等（グリーンインフラの取組）
- 【調査研究・技術開発】 琵琶湖環境研究推進機構の取組推進、国県研等との連携の推進、最新の研究知見の集積・発信、水環境や大気環境の継続的な監視

4 国際的な協調と協力

- 【国際的な協調と協力】 水環境保全の本県の取組「琵琶湖モデル」の海外発信と事業化の促進、ラムサール条約登録地などで開催される国際会議や世界湖沼会議等への参画を通じた人材育成や世界の湖沼保全への貢献

第4章 計画の円滑な推進

【各主体の役割・連携】 【関係諸計画への反映】

- 【計画の進捗状況の点検および見直し】 分野別計画の進捗状況の評価を活用するとともに参考指標等を確認して実施
→ 毎年度、環境白書や審議会を通じて報告・公表
計画期間内においても必要に応じて、見直しを実施

第五次滋賀県環境総合計画（本編）

はじめに

- 琵琶湖は我が国最大の湖であり、約400万年の悠久の歴史を持つ世界有数の古代湖です。森・川・里・湖が連なる流域に形成される生態系のシステムは、豊かな自然の恵みを生み出し、それを人々に与え続けてきました。
- 人々は、自然の脅威に怯えながらも、自然の恵みを持続的に活用する知恵を体得し、暮らしをつないできました。滋賀は、琵琶湖を中央に抱き、その周囲を農地、市街地、そして山々が取り囲み、県域のほとんどが琵琶湖の集水域であることから、暮らしや産業のありようが琵琶湖に映し出されます。
- このことから、排水や廃棄物などが環境に大きな負荷をかけることや、在来魚介類をはじめとする様々な自然の恵みを限度を超えて利用することなどが、生態系・自然界における健全な循環を阻害するということを実感できる世界でも稀有な場所であり、こうした水と人の営みが調和した文化的景観は、「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」として平成27年に文化庁の日本遺産にも認定されました。
- 滋賀県では、平成9年に制定した滋賀県環境基本条例において、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければならず、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要であることを示しました。
- また、1970年代後半の石けん運動に代表される、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」を推し進め、「環境優先の理念」の下に取組を展開してきました。
- こうした理念は、近年の持続可能な開発目標（SDGs）、パリ協定、琵琶湖の保全再生施策に関する計画、国の第五次環境基本計画などに示された、「環境」は持続可能な「経済」「社会」の基盤であり、あらゆる課題を全員参加型のパートナーシップによって解決していこうとする、新たな考え方を先取りする理念でもありました。
- 一方で、近年、暮らしと自然との関わりが薄れつつある中で、滋賀県もかつて経験したことのない高齢化と人口減少局面を迎えます。
- 第五次となる環境総合計画では、滋賀の風土に根ざして進めてきたこれまでの取組に、今後の時代の変化の中における滋賀の環境の見通しと、環境保全に係る新たな考え方を重ね、滋賀県における環境の保全に関する施策の方向性を示します。

第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景

- 滋賀県では、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「滋賀県環境総合計画」を策定することとしています。
- この規定に基づく計画は、平成9年（1997年）9月に「滋賀県環境総合計画」として策定した後、平成16年（2004年）3月に「新滋賀県環境総合計画」として、平成21年（2009年）12月には「第三次滋賀県環境総合計画」として、平成26年（2014年）10月には「第四次滋賀県環境総合計画」（以下「第四次計画」という。）として、それぞれ改定しました。
- 現行計画である第四次計画は、目指すべき将来像を、「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現 ～子や孫の世代まで幸せや豊かさを実感できる安全・安心な環境の創造～」とし、平成26年度（2014年度）から平成30年度（2018年度）までの5年間に講じるべき施策の基本的方向性を示しており、平成30年度（2018年度）末で計画期間が終了することとなります。
- この第四次計画策定後には、
 - 「持続可能な開発目標（SDGs）」（平成27年9月）
 - 「パリ協定」（平成27年12月）
 - 「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（平成29年3月）
 - 「第五次環境基本計画」（平成30年4月）等において、環境保全に係る新たな考え方が示されています。
- 平成31年3月策定（予定）の滋賀県基本構想（以下「基本構想」という。）においても、持続可能な開発目標（SDGs）（以下「SDGs」という。）の視点を活用することとされています。
- 今回の改定は、このような状況の変化に対応して、第四次計画の点検・評価等を踏まえた上で、経済・社会などの様々な情勢の変化を見据え、環境保全に係る新たな考え方を踏まえつつ、環境を基盤とした持続可能な社会の実現に向け、今後の滋賀県の環境施策の実効性を高めるため、「第五次滋賀県環境総合計画」（以下「本計画」という。）として改定を行うものです。

【滋賀県環境基本条例（平成8年3月29日滋賀県条例第18号）より抜粋】

（環境総合計画の策定）

第12条 知事は、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境総合計画」という。）を定めなければならない。

2 環境総合計画には、環境の保全に関する長期的な目標、施策の方向、環境への配慮のための指針その他の重要事項を定めるものとする。

3 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、県民の意見を反映することができるような措置を講じなければならない。

4 知事は、環境総合計画を定めるに当たっては、その基本的な事項について、あらかじめ、滋賀県環境審議会の意見を聴かなければならない。

5 知事は、環境総合計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境総合計画の変更について準用する。

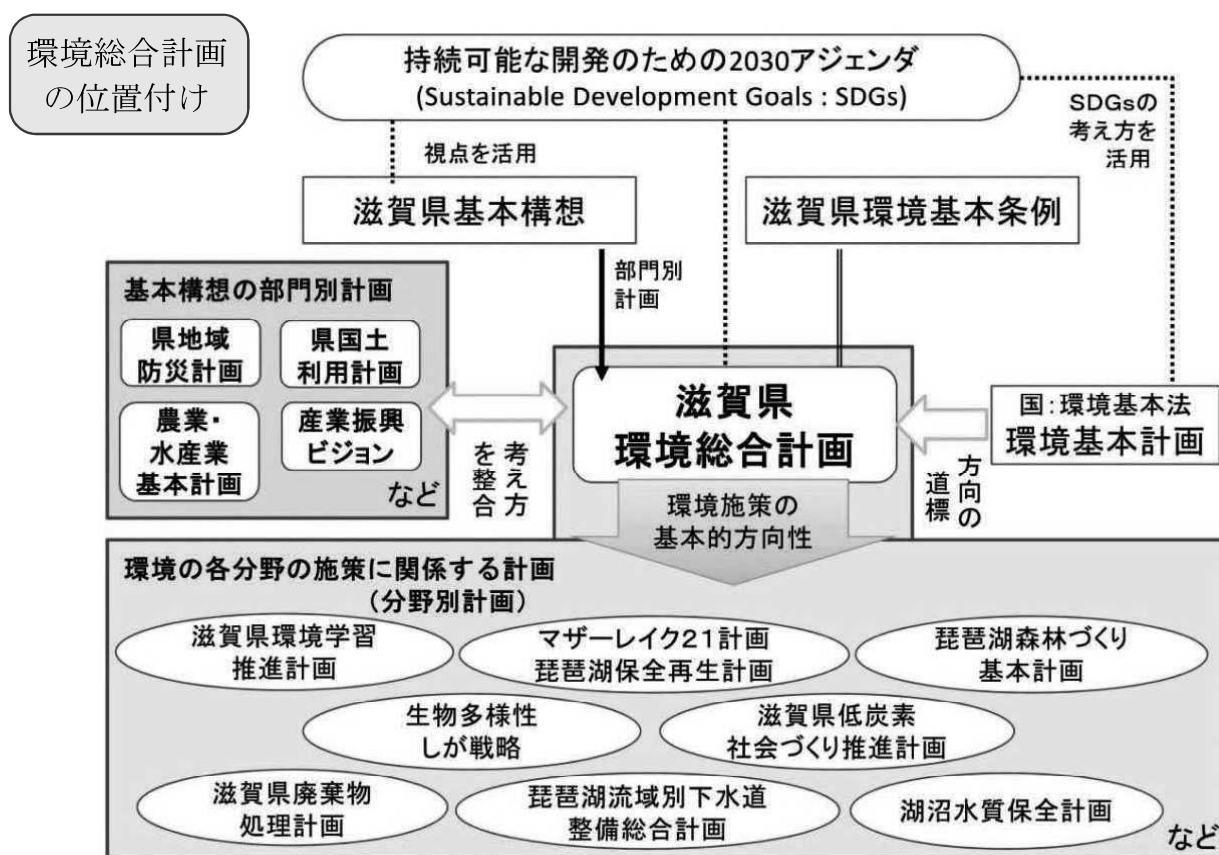
（環境総合計画との整合等）

第13条 県は、施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする。

2 県は、環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

2 計画の性格と役割・関連計画との関係

- 本計画は、滋賀県環境基本条例に基づき、持続可能な経済・社会活動の基盤となる環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政の基本計画であり、長期的な目標、施策の方向、行動視点など、あらゆる主体が環境保全行動を起こす際の基本的方向性を示すものです。
- また、本計画は、基本構想の部門別計画としての役割も担っています。
- 滋賀県環境基本条例第13条では、他の部門別計画や施策との関係について、「県は施策の策定および実施に当たっては、環境総合計画との整合に努めるものとする」とされており、また、「環境総合計画を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする」とされています。
- さらに、本計画は、環境学習推進計画や廃棄物処理計画等環境に係る分野別の計画（以下「分野別計画」という。）に基本的方向性を示すものです。
- 分野別計画は、本計画の基本的方向性を取り込み、分野間の連携を図り、課題の解決に向けた具体的な施策を進める役割を担います。



3 計画の対象・期間

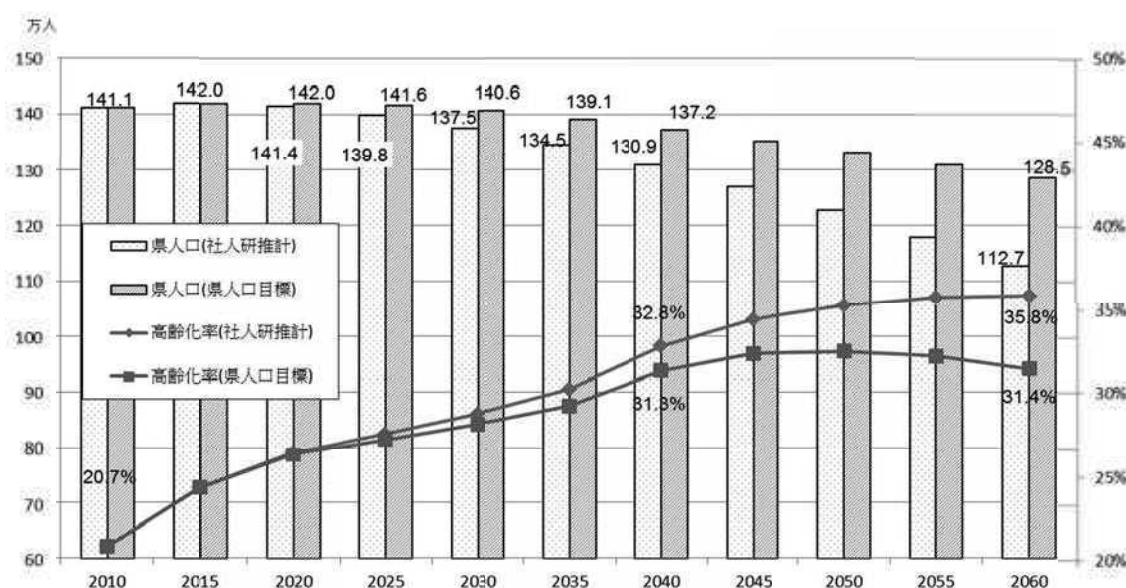
- 本計画で対象とする環境は、自然環境、生活環境、文化的環境（歴史的環境および景観）および地球環境（以下「環境」という。）とします。
- 計画の期間は、2019年度から2030年度までの12年間とします。
- これは、計画期間が概ね5年程度である分野別計画においても、近年、施策が総合的に進められつつあることから、本計画には、より長期的な視点から、目標と施策の方向性を示すことが求められていることを踏まえたものです。
- また、2030年はSDGsおよび基本構想の目標年次とされていることから、これらと整合させるものです。
- なお、計画期間が長期となることから、経済・社会や環境をとりまく状況を踏まえ、必要に応じて見直し等を行います。

第2章 環境政策を進めるビジョン

1 滋賀県の環境をとりまく現状認識

- 滋賀県の環境をとりまく現状は刻々と変化しています。
- ここでは、経済・社会の状況を概観するとともに、第四次計画の点検・評価の結果、第四次計画の策定以降に示された環境保全に係る新たな考え方および将来の環境に与える要素を明らかにし、目標年次である2030年の滋賀県の環境の見通しについて示します。

(図1 滋賀県の人口および高齢化率の推移)



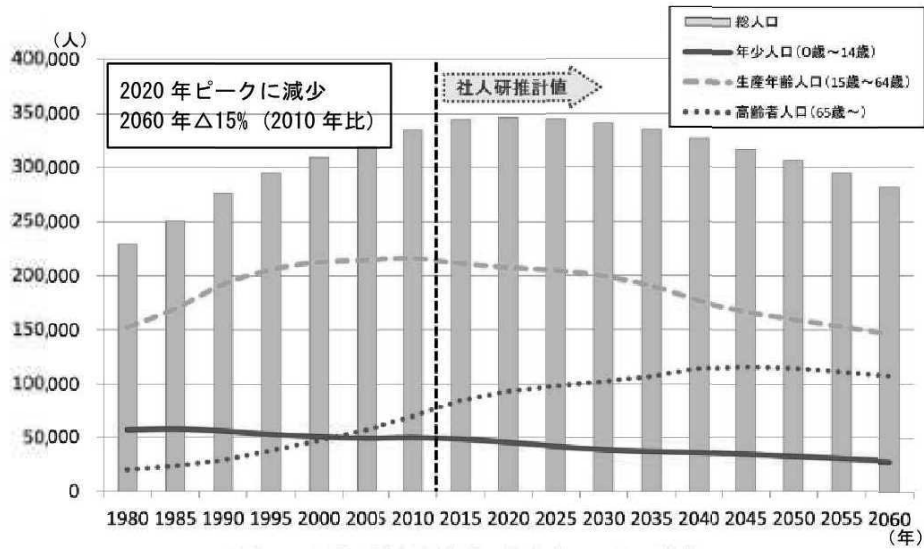
(資料:滋賀県「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」:平成27年10月)

(1) 経済・社会の状況

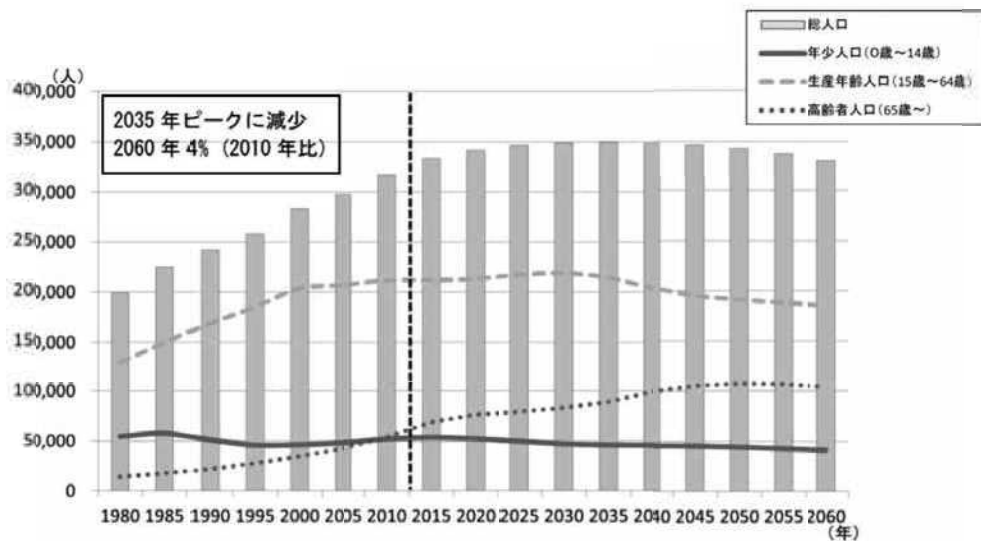
- ・ 県人口は今後、徐々に減少し、少子高齢化が進むと推測されています。(図1)
- ・ 地域ごとに見ると、例えば、大津地域は2020年頃まで、南部地域では2035年頃まで増加すると予測される一方、湖北地域では既に2000年に人口減少に転じているように、滋賀県内でも都市部と中山間地域で人口動向が二分化する傾向が見られます。(図2)
- ・ 特に中山間地域においては、地域コミュニティの弱体化、経済活力の低下、労働力不足、社会資本の維持や県土の保全などへの影響が懸念される一方で、人口増加と都市化が続く都市部では、既存のコミュニティの衰退により、新たなコミュニティづくりや地域活動への参加の促進などが課題となってきます。

(図2 地域別の人口動向)

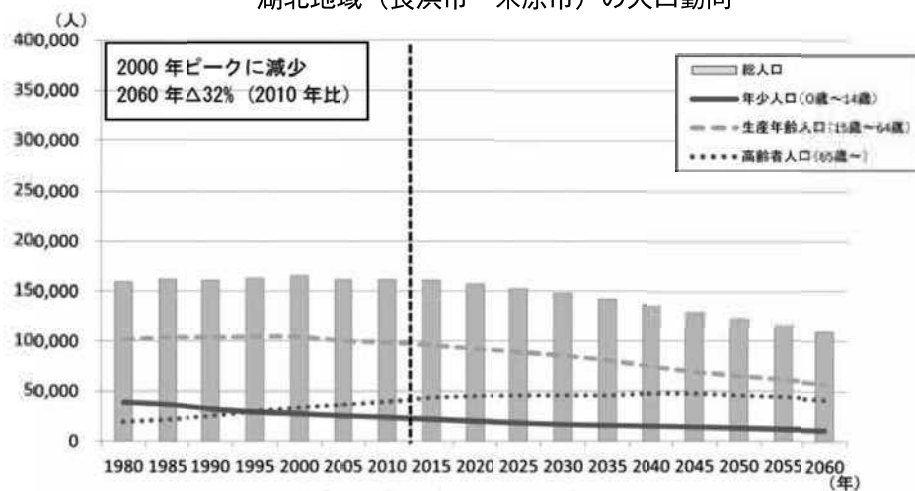
大津地域（大津市）の人口動向



南部地域（草津市・守山市・栗東市・野洲市）の人口動向



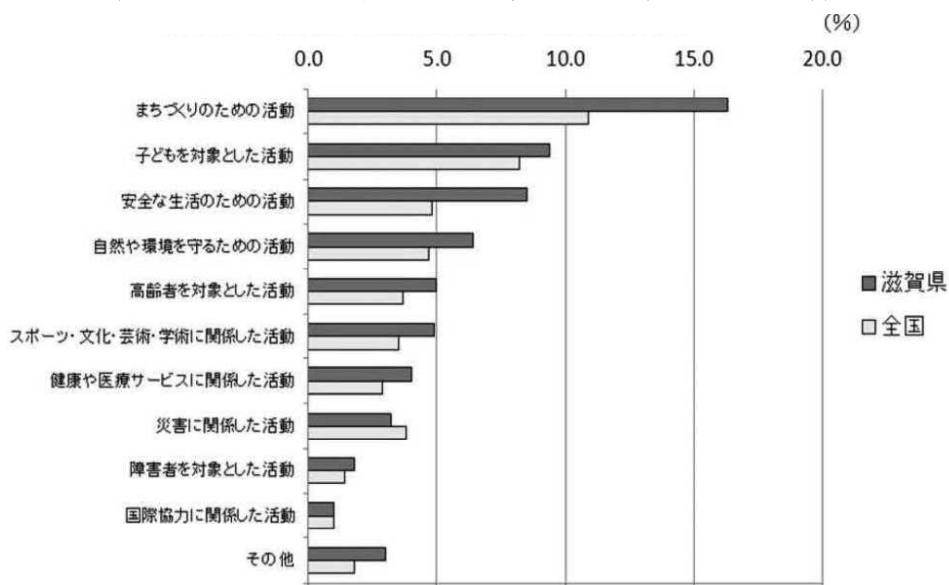
湖北地域（長浜市・米原市）の人口動向



(資料:滋賀県「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」:平成27年10月)

- ・ 滋賀県のボランティア活動への参加率は、全国の状態よりも高く、その中でまちづくりや高齢者を対象とした活動と並んで、自然や環境を守る活動も多くなっています。侵略的外来水生植物の駆除活動などに見られるように、学生やNPOなど若い世代の地域社会への多様な参画が見られ始めています。（図3）

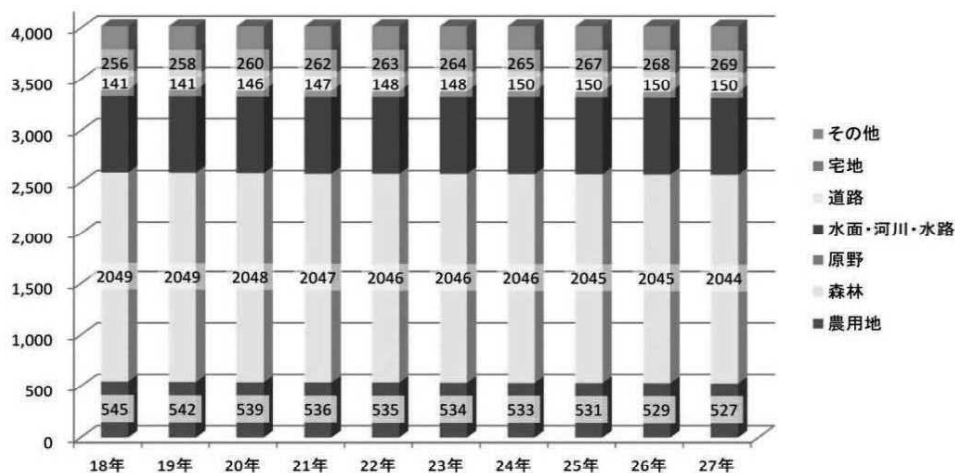
（図3 ボランティア活動の種類別行動者率（滋賀県、全国））



（資料：総務省統計局（平成28年社会生活基本調査））

- ・ 土地利用の状況は、平成18年から平成27年の推移をみると大きな変化は見られませんが、農用地は他への転用により18km²減少しています。森林は僅かに5km²減少しています。
- ・ 一方、宅地および道路については、都市化の進展に伴い、宅地が13km²、道路が9km²増加しています。（図4）

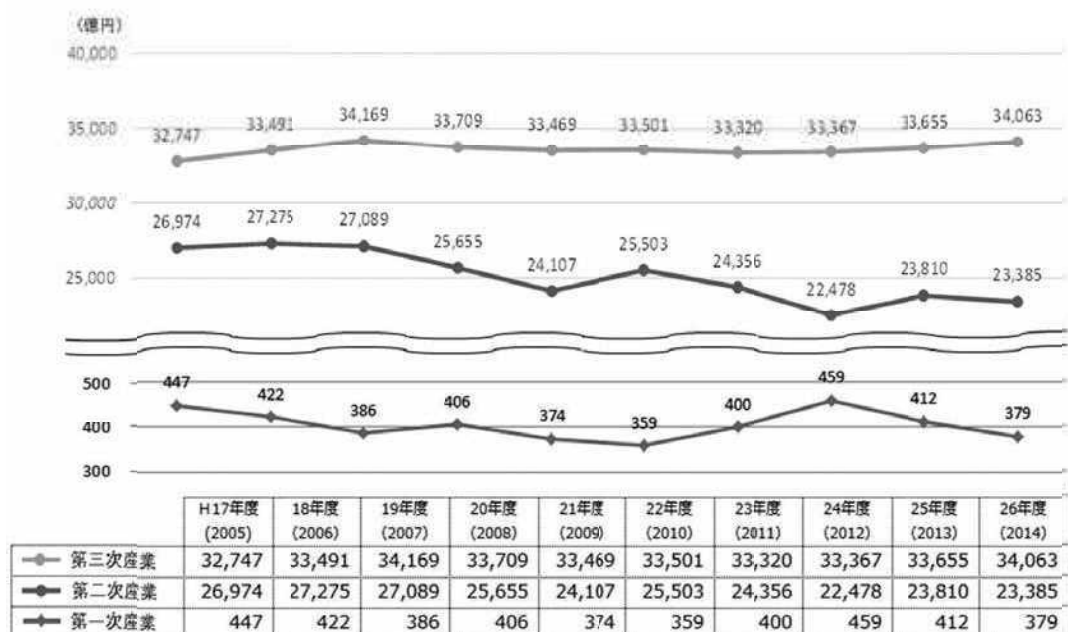
（図4 滋賀県の土地利用の推移）



（資料：滋賀県「滋賀県における土地利用の現状と対策」平成30年1月）

- ・ 県内総生産は、産業ごとの割合で見ると、第三次産業が増加傾向であるのに対し、第一次産業や第二次産業は減少傾向にあります。（図5）

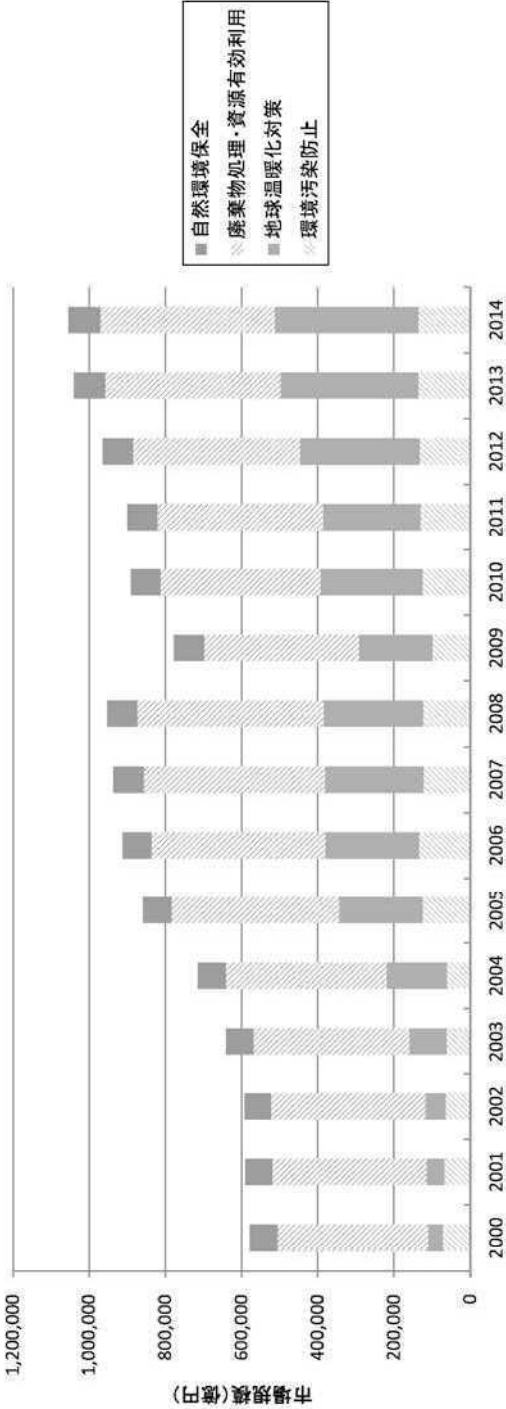
（図5 県内総生産の推移（第一次、第二次、第三次産業））



（資料）滋賀県：県民経済計算（滋賀県統計課）

- ・ 日本の環境産業の市場規模は、世界的な金融危機の影響による景気減速が発生した2009年を除き、増加傾向が続いています。（図6）
- ・ SDGsや気候変動の抑制に関するパリ協定等の国際的に合意された枠組みは、経済・社会活動の方向性、市場競争のルールまでも変える可能性を有しており、既に金融などで大きな変化が見られます。投資家の間では、環境、社会、企業統治に配慮している企業を重視するESG投資への関心が高まりを見せています。
- ・ 第四次産業革命と呼ばれる人工知能（AI）、モノのインターネット化（IoT）などの技術革新の進展が見られています。こうした技術は、今後私たちの暮らしだけでなく、環境保全の分野にも大きな影響を与えることが予想されます。

(図 6 我が国における環境産業の市場規模の推移)



大分類	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
環境汚染防止	72,759	68,327	64,863	62,721	61,719	124,363	134,326	122,128	122,862	99,267	124,649	130,334	132,381	135,804	136,053
地球温暖化対策	38,482	47,702	52,778	97,475	158,404	220,737	246,653	259,650	262,910	193,029	268,212	256,589	314,353	363,075	377,116
廃棄物処理・資源有効利用	394,598	402,963	404,740	408,941	421,322	438,170	455,519	474,749	488,072	406,431	420,332	433,502	438,665	459,452	458,334
自然環境保全	73,576	71,094	69,585	71,756	73,848	74,858	75,544	79,359	79,381	79,030	78,563	78,576	79,828	82,422	82,630
合計	579,415	590,086	591,966	640,893	715,293	858,128	912,042	935,886	953,225	777,757	891,756	899,001	965,227	1,040,753	1,054,133

(資料)平成27年度 環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書(環境省)

(2) 環境の状況（第四次計画の点検・評価）

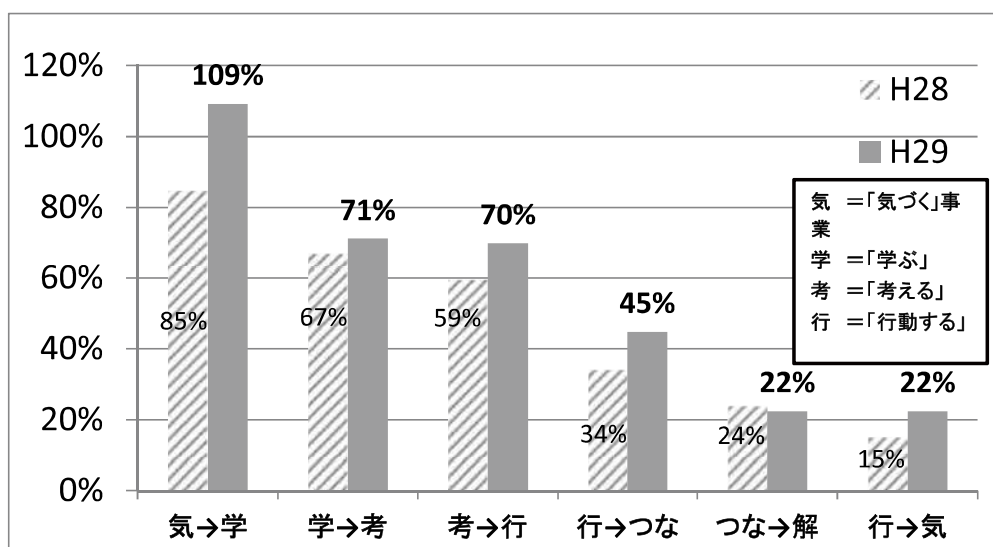
第四次計画の実施状況の点検とその評価について、3つの基本目標のもとでの環境施策の展開ごとに示します。

○基本目標Ⅰ 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

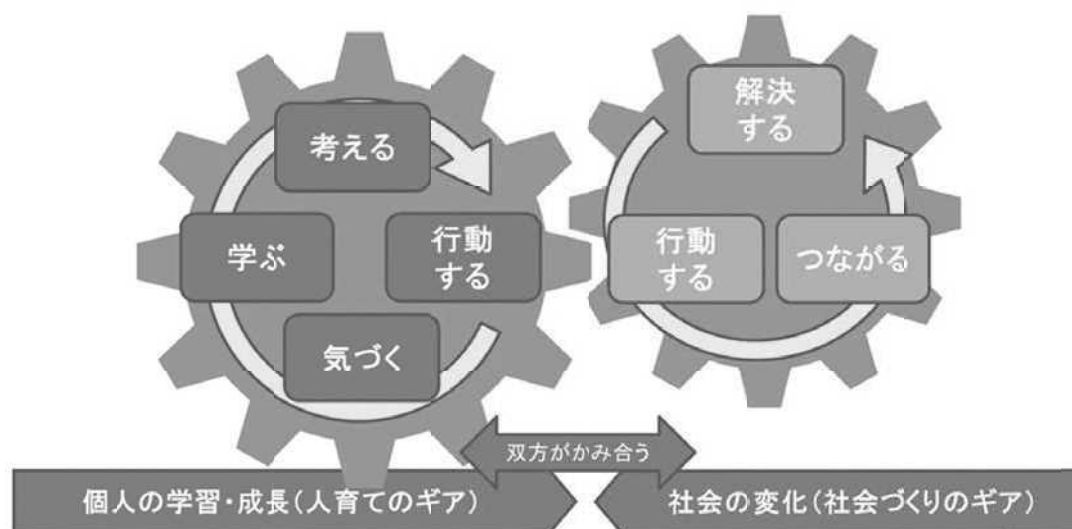
(環境学習)

- ・ 持続可能な社会を築くためには、環境課題を様々な観点から総合的に捉え、つながりを意識し、主体的に行動を起こしていくことが必要です。
- ・ 特に、2005年から2014年に世界的に展開された「国連持続可能な開発のための教育の10年（国連ESDの10年）」や、環境学習推進条例の制定と環境学習推進計画の策定等により、環境学習に取り組める場や機会の提供などの環境学習関連事業、滋賀の豊かな地域資源を活用した環境学習や環境教育、それらの活動支援を行ってきました。
- ・ 環境学習推進計画では、環境学習について、「人育て」と「社会づくり」の双方がかみ合った歯車のように連動して進む「ギア」をイメージして進めることとしています。
- ・ これに基づいてその推進状況を分析すると、平成29年度に実施した環境学習関連事業調査の結果では、「気づく」「学ぶ」「考える」を意識した事業の割合は半数を超えており、「人育て」のギアは回っていると判断されます。（図7）
- ・ しかし、「行動する」「つながる」「解決する」を意識した事業の割合は半数以下でした。（図7）
- ・ 今後は、持続可能な社会づくりに向けて、「人育て」のギアの「行動する」から、「社会づくり」のギアの双方が回ることを意識した事業の推進を図っていく必要があります。

（図7 環境学習関連事業 事業実施時に行ったギアを回すための工夫の数／全事業所数）



- ・ 具体的には、県内各地で様々な主体により展開されている多様な環境学習活動と連携し、より多くの人々の学びへとつなげるため、環境学習を進めるリーダー同士の交流やネットワークづくり、学習プログラムの整備、環境学習の場づくりや機会づくりなどに引き続き取り組む必要があります。



「人育て」と「社会づくり」がかみ合った歯車のように連動して進む「ギア」のイメージ

(ライフスタイル、ビジネススタイル)

- ・ 環境学習の取組は、エネルギー使用量の削減やごみの減量といった環境配慮行動につながっていると考えられ、県内での高いマイバッグ持参率・レジ袋有料化の取組への参加率に見られるように、県民や事業者による環境保全の取組が広がりを見せています。(図8)
- ・ 事業者による環境負荷の削減の取組はもちろん、「びわ湖環境ビジネスメッセ」における多くの出展・来場者の賑わいに見られるように環境産業が振興することや、また、環境こだわり農業の取組が拡大することなどにより、経済活動における環境負荷の低減も進んでいます。

(図9・10)

- ・ 環境に係る研究や事業活動の成果を活用、実用化し、水環境ビジネスを推進する視点から、水草の大量繁茂や在来魚介類の減少といった琵琶湖の新たな課題への対応が期待されています。
- ・ 今後は、県民や事業者に環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルが定着するよう、さらに多くの人に様々な環境配慮行動への取組を促していく必要があります。
- ・ また、経済・社会活動における環境負荷が低減されるよう、排出削減の一層の取組や、環境産業のさらなる振興、関連技術の開発、実用化など、経済・社会システム、ライフスタイル、技術などあらゆる観点からのイノベーションを創出していくことが必要です。

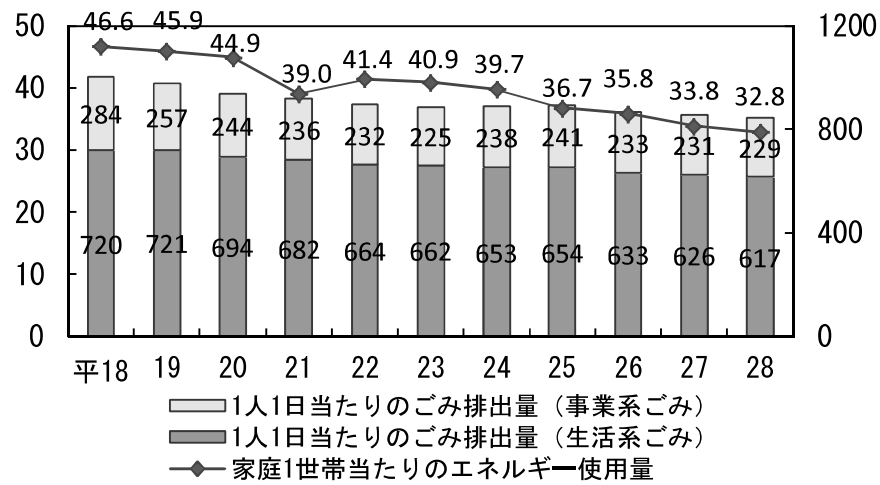


環境にやさしい買い物キャンペーン

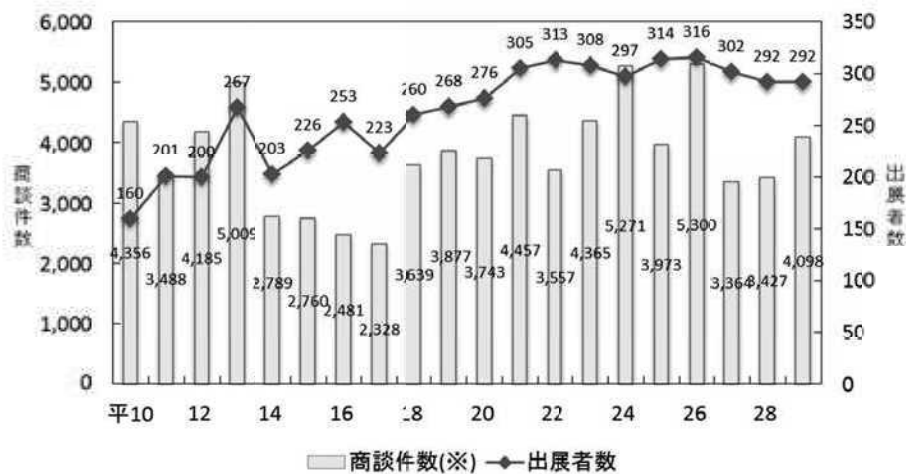


びわ湖環境ビジネスメッセ

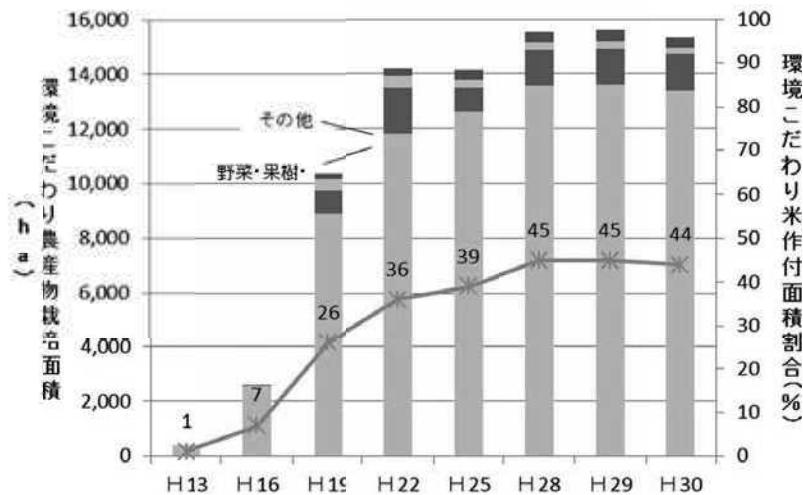
(図8 家庭1世帯当たりのエネルギー使用量、一人一日当たりのごみの排出量)



(図9 びわ湖環境ビジネスメッセの出展者数・商談件数)



(図10 環境こだわり農産物の栽培面積、
水稲における環境こだわり農産物栽培面積の割合)



○基本目標Ⅱ 琵琶湖環境の再生と継承

(琵琶湖保全再生)

- ・ 下水道の整備や事業者の排出削減の取組の進展などにより、琵琶湖への流入負荷量が低減されたことにより、琵琶湖や流入河川の水質には改善傾向が見られる一方で、在来魚介類の減少や水草の大量繁茂、外来生物の侵入・定着など、生態系に関する課題が大きくなってきています。(図11～14)



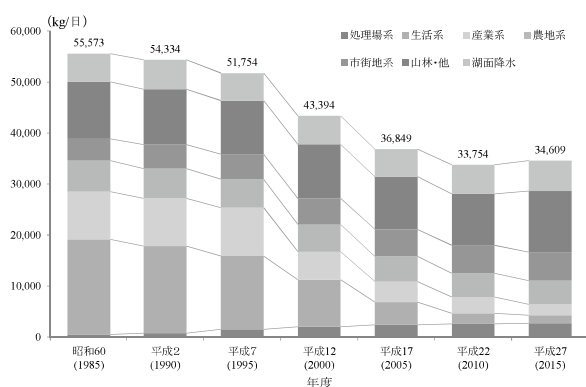
げんごろう、スーパーかいづりⅡ
による水草刈取り



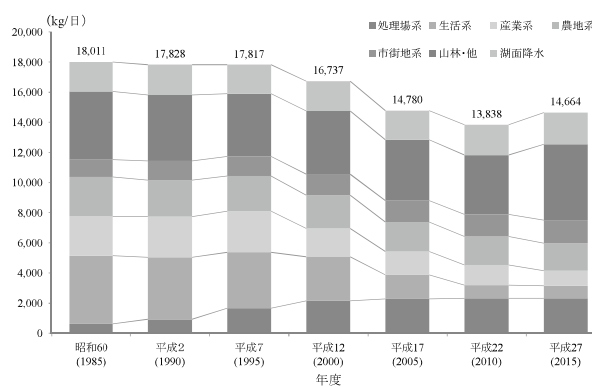
漁船と貝曳き漁具による
水草の根こそぎ除去

- ・ また、琵琶湖の淡水赤潮の発生は減少してきたものの、湖内の植物プランクトンの種類は大きく変化し、漁網への付着なども見られるようになりました。
- ・ 琵琶湖の水質についても、流入負荷量の低減に関わらず、CODがそれに見合った改善傾向を示しておらず、最近の研究では、難分解性の有機物の割合が増加していること、それが湖内の内部生産に由来するものが多くを占めていることが分かってきました。
- ・ このような状況に鑑みると、琵琶湖は「生態系のバランスが崩れてきた」状態にあると考えられます。
- ・ また、第一次産業の従事者数は減少傾向にあり、自然と関わり、生産を共にする暮らしが少なくなりつつあります。
- ・ 琵琶湖流域における生態系の課題や生物多様性の衰退、森林の健全性の阻害といった問題は、様々な要因が複雑に絡み合っているという特性を踏まえ、総合的な視野に基づく取組をより一層進めていく必要があります。

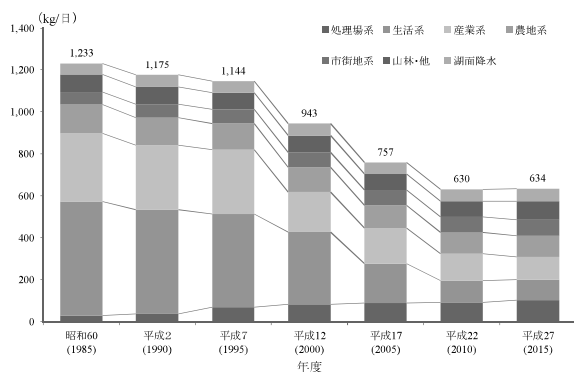
(図11 琵琶湖への流入負荷量 COD)



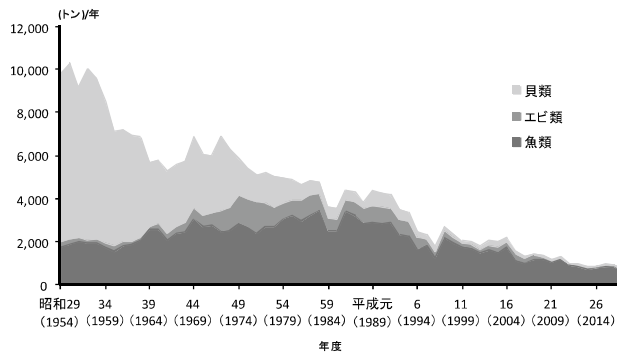
(図12 琵琶湖への流入負荷量 全窒素)



(図13 琵琶湖への流入負荷量 全リン)



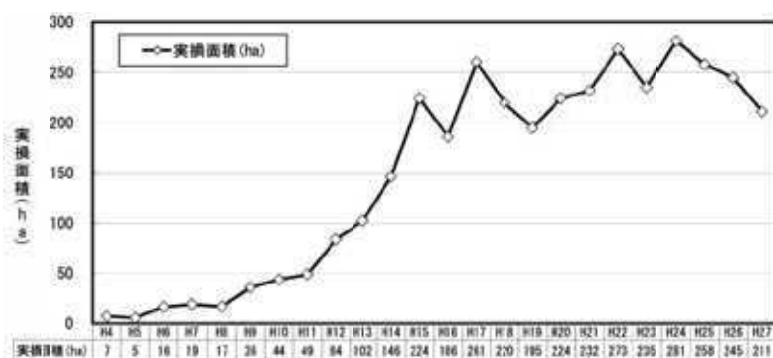
(図14 琵琶湖における漁獲量)



(生物多様性)

- ・ 私たちの周辺の自然環境では、これまでのように開発などによって生物の生息・生育環境が劣化したり、消失したりするだけでなく、逆に人の手が入らなくなったことによる影響が現れ始めています。
- ・ 例えば森林では、林業が衰退したことにより管理が十分でない人工林が増加するとともに、ニホンジカの生息数が増加し、生息域が拡大した結果、生態系や林業、生活環境などへの被害が生じています。(図15)
- ・ 琵琶湖や里山、森林などの自然と暮らしとの関わりが希薄になってきたことに伴って、里山や内湖に代表される二次的自然の荒廃、多面的機能の低下が進むとともに、希少な野生動植物種の数が増加傾向にあることや、外来魚による琵琶湖生態系への影響も継続していることなど、私たちは身近な環境の変化にも気づきにくくなっていると考えられます。(図16・17)
- ・ このことから、これまで実施してきた自然環境を開発等から守る施策だけでなく、獣害対策のように自然環境に働きかける施策が求められるとともに、暮らしや産業活動における自然と人とのつながりの再生に引き続き取り組み、身近な環境への保全意識を高めていく必要があります。

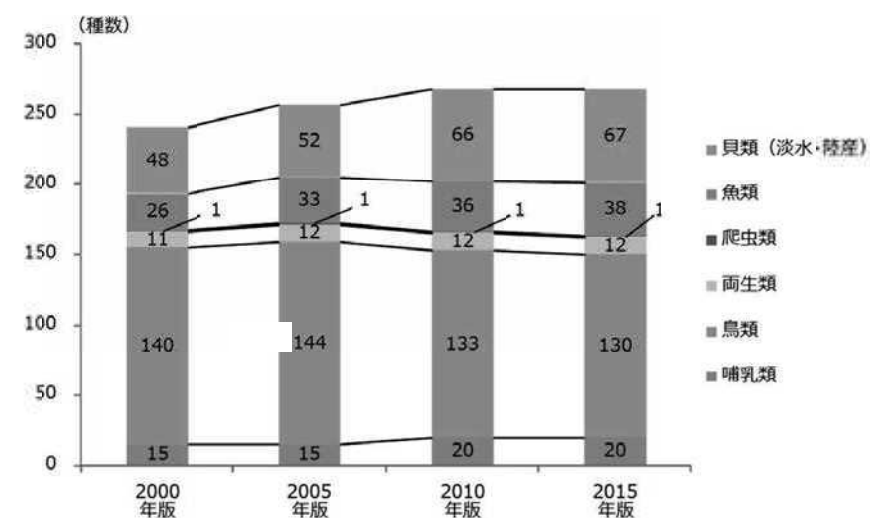
(図15 ニホンジカによる林業被害(実損面積)の変化)



ニホンジカによる皮はぎ被害

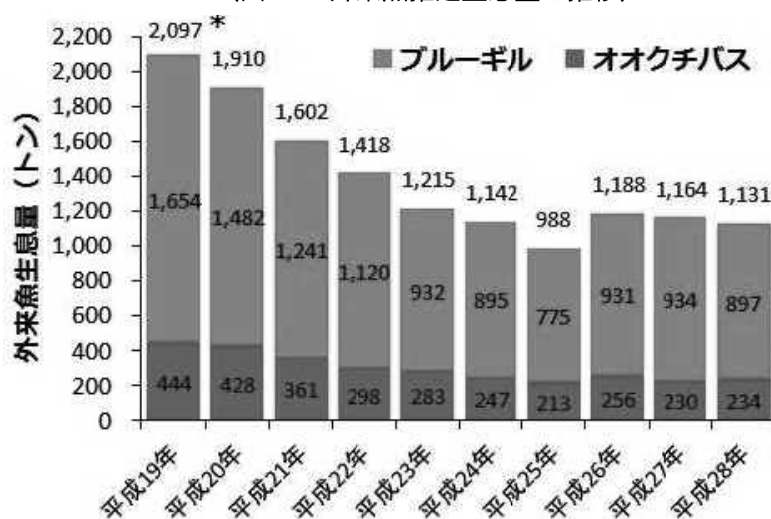
(資料)滋賀県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画(第3次)
:県森林保全課調べ

(図16 希少野生脊椎動物・貝類種数
絶滅危惧種・絶滅危惧増大種・希少種)



(資料) 滋賀県レッドデータブック

(図17 外来魚推定生息量の推移)



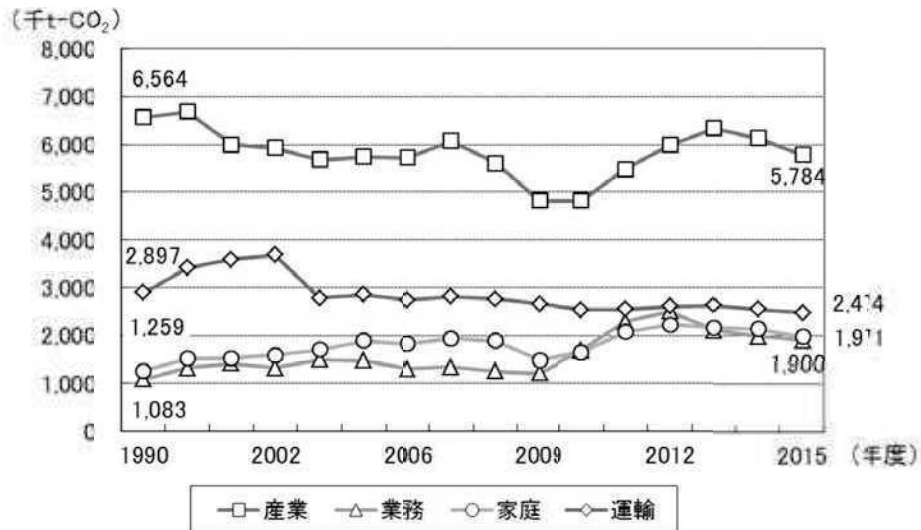
(資料) 水産試験場

○基本目標Ⅲ 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

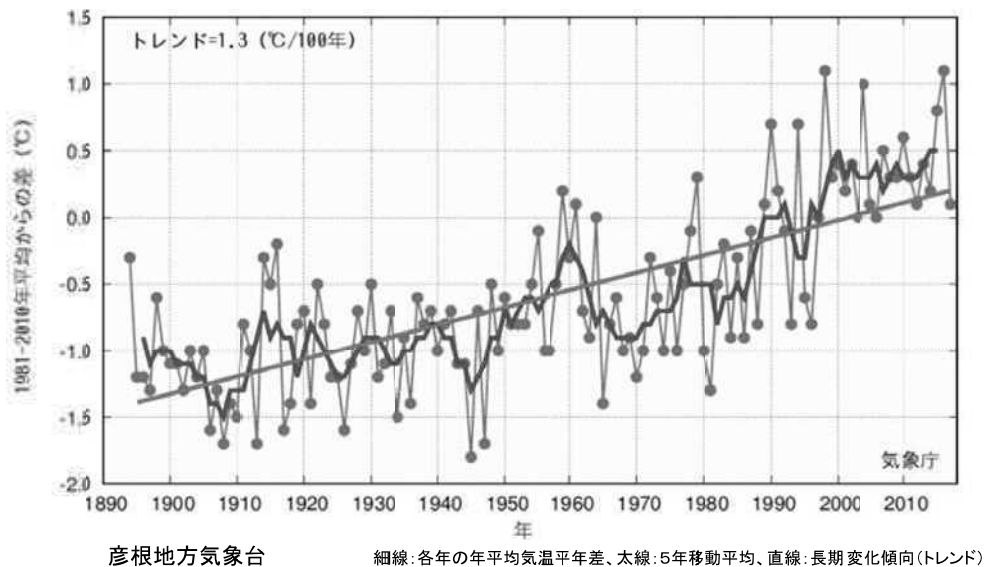
(低炭素社会)

- ・ 滋賀県の温室効果ガスの平成27年度（2015年度）の総排出量は、平成2年度（1990年度）と比較して減少していますが、家庭部門および業務部門の排出量は増加しています。また、総排出量の約半分を産業部門からの排出が占めています。（図18）
- ・ 低炭素社会の実現と、さらに今世紀後半の脱炭素社会の実現に向けて、家庭部門や業務部門を中心とした、より一層の温室効果ガスの排出抑制を行う必要があります。
- ・ また、気候変動によって今後起こりうる自然環境や経済・社会活動へのリスクに対応するため、平成30年6月に気候変動適応法が成立しました。滋賀県においても行政はもちろん、県民や事業者による「適応策」の取組を充実させていく必要があります。

(図18 県域の部門別二酸化炭素排出量の推移)



(図19 彦根の年平均気温の経年変化)



(環境リスク)

- 人間の活動によって生じた環境負荷が人の健康や生態系に影響を生じさせるおそれである環境リスクは、環境汚染物質の排出源対策等により、その排出量が抑制されてきており、概ね私たちの生活に支障がない状態で管理がなされていると考えられます。(図20・21)



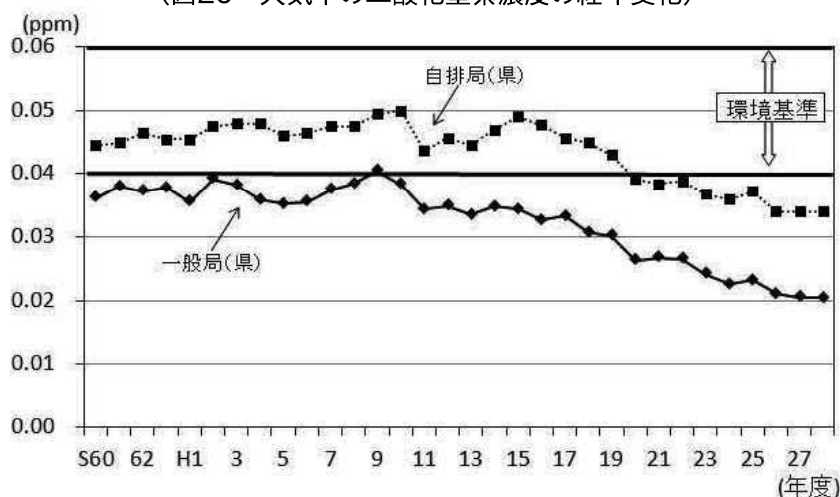
大気自動測定器



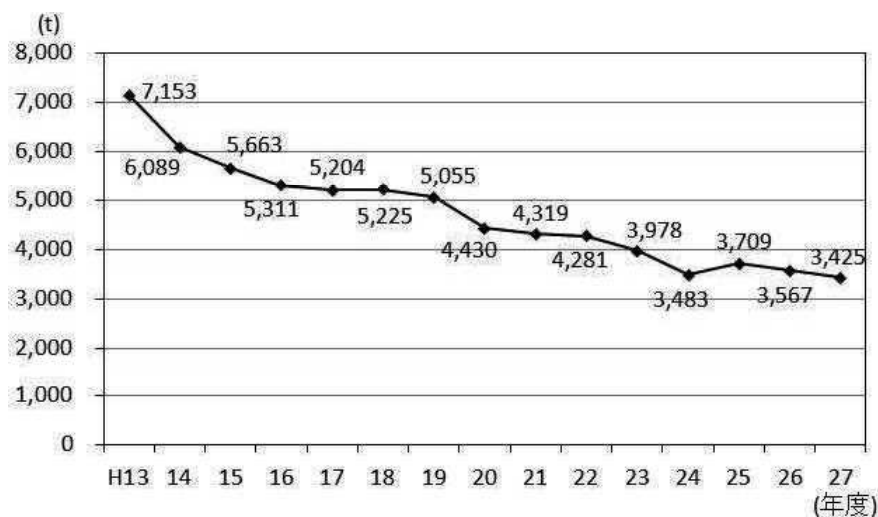
大気自動測定器を搭載した
環境測定車「あおぞら2号」

- ・ 一方で、微量化学物質による健康影響など環境リスクに対する関心や、安全・安心な生活環境に対する県民のニーズは高まりつつあります。
- ・ 現在の状態を維持するとともに、さらなる環境リスクの低減を図っていく必要があります。また、県民から求められる環境リスクに関する情報を適切に提供するとともに、環境リスクとその対応についての理解を一層深めていく必要があります。

(図20 大気中の二酸化窒素濃度の経年変化)



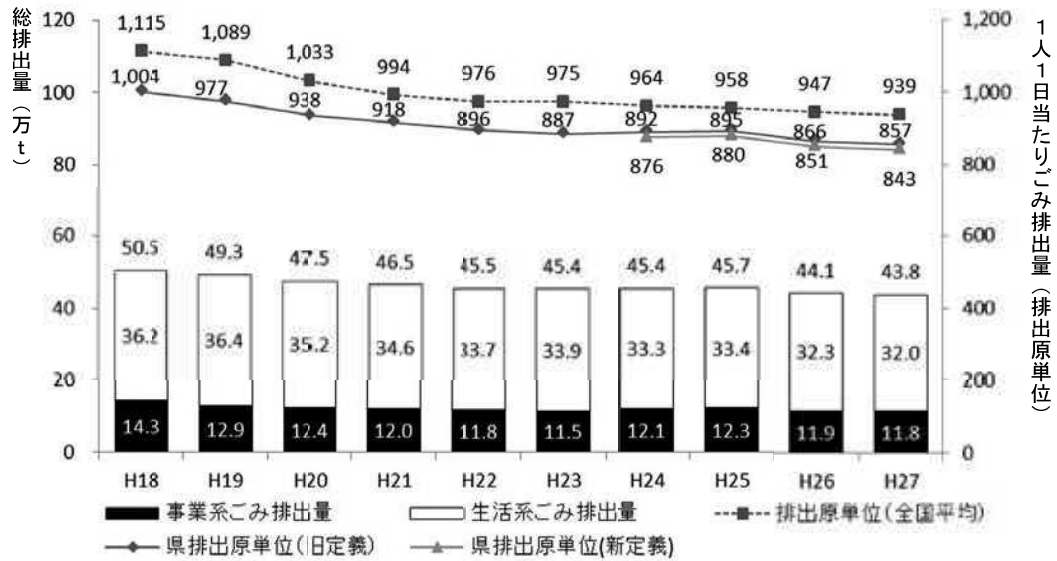
(図21 化学物質管理促進法に基づき報告された化学物質の排出量)



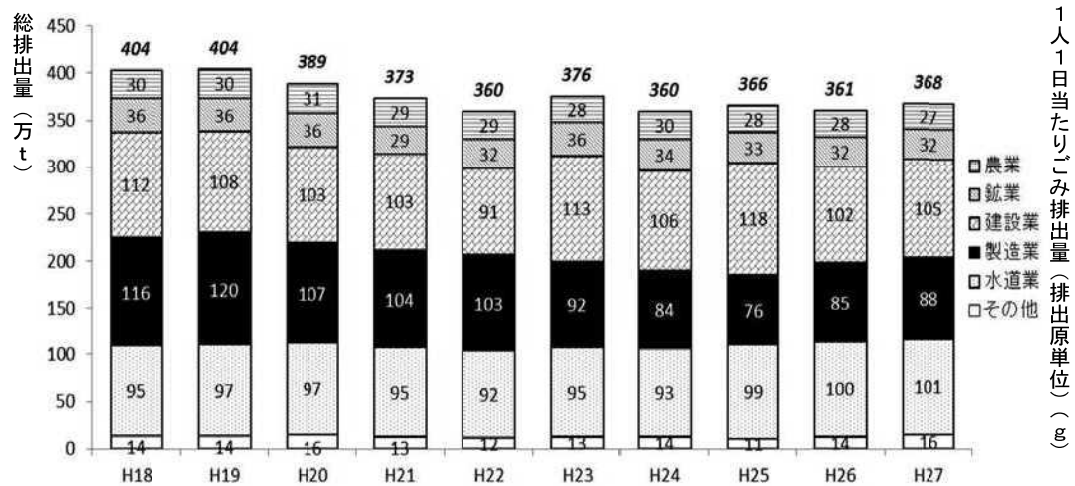
(循環型社会)

- ・ 家庭におけるマイバッグ持参運動や事業者の省資源化の取組などにより、一般廃棄物の排出量は概ね減少している一方で、産業廃棄物の排出量は横ばいとなっています。(図22・23)
- ・ 近年問題となっているプラスチックごみの問題も含め、さらなる廃棄物の減量と温室効果ガスの削減も含めた環境負荷の低減に向けて、発生抑制 (Reduce:リデュース) や再使用 (Reuse:リユース) に重点を置きつつ、再生利用 (Recycle:リサイクル) を含めた3Rの推進を図るとともに、環境負荷や生活環境への影響などを最小化するため、災害廃棄物を含め、廃棄物の適正処理を引き続き徹底する必要があります。

(図22 一般廃棄物の排出量等の推移)



(図23 産業廃棄物の排出量等の推移)



○環境課題に対応する横断的仕組みづくり

(環境学習等推進協議会)

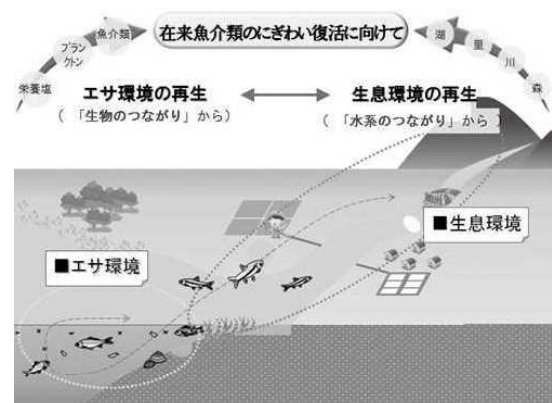
- ・ 県民を挙げて環境学習推進計画の推進に取り組んでいけるよう、住民参加型の計画策定と進行管理の手法等について検討する協議会として、行政、県民、民間団体、学識経験者等から構成する「滋賀県環境学習等推進協議会」(以下「協議会」という。)を平成26年に設置しました。
- ・ 協議会では、環境学習による人材育成を、持続可能な社会づくりにつなげていくことを目的とする、「第三次滋賀県環境学習推進計画」(平成28年3月)の策定の議論に参画しました。
- ・ また、環境学習推進計画の進行管理の手法について議論をいただき、環境学習が「人育て」と「社会づくり」のそれぞれのギアにどのような効果をもたらしているのかについて評価を行いました。
- ・ 今後も協議会からの助言をいただきながら環境学習の推進を図っていきます。

(琵琶湖環境研究推進機構)

- ・ 琵琶湖および滋賀県が抱える環境の課題把握から、調査研究の実施、研究成果を踏まえた対策の立案を横断的に行う仕組みとして、行政部局と試験研究機関により平成26年に琵琶湖環境研究推進機構（以下「機構」という。）を創設しました。
- ・ 機構では、連携研究の最初のテーマとして、琵琶湖に生じる様々な事象と関連があり、喫緊の課題である「在来魚介類のにぎわい復活」を位置づけ、「水系のつながり（森～川～里～湖）」と「生物のつながり（栄養塩～植物プランクトン～魚介類）」に着目した研究に取り組んできました。
- ・ 平成26年度から平成28年度にかけて実施した研究では、在来魚介類にとっての「生息環境」と「餌環境」のつながりに着目して現況評価や生物の生息に望ましい条件を把握するなど、施策を検討する上で必要となる基礎的な研究の成果を得ることができました。
- ・ 平成29年度以降、「生息環境」では、「沿岸環境」、「流域環境」に着目し、実証的な調査研究を推進しています。
- ・ 「餌環境」では、栄養塩から植物プランクトン、動物プランクトン、魚介類の生食食物連鎖だけではなく、細菌類等が関係する流れも重要であることが分かってきたため、水質からプランクトン、細菌類等の間を、有機物や窒素、リンなどが健全に循環しているかという物質循環の視点で検証する研究に発展的に取り組んでいます。



滋賀県琵琶湖環境科学研究センター



「在来魚介類のにぎわい復活に向けた研究」
の概念図

(3) 環境保全に係る新たな考え方

- ・ 環境問題が複雑化、多様化する中で、国や世界においても新たな考え方が示されてきています。
- ・ 環境が持続可能な経済・社会活動の基盤であるという考え方が、平成27年9月に採択されたSDGsのゴール間の関係性に現れています。
- ・ 国際的な気候変動への対応として平成27年12月に採択され、平成28年11月に発効したパリ協定を受けて、世界は今世紀後半に実現を目指すこととされた脱炭素社会に向けて動き出しています。
- ・ 平成30年4月に閣議決定された国の第五次環境基本計画においても、SDGsの考え方を活用し、複数の課題を統合的に解決していくことの重要性が示されており、「環境・経済・社会の統合的向上」の具体化に向けて、6つの重点戦略が示されています。

- ・ また「地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ」「地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす『地域循環共生圏』を創造していくことを目指す」ことが示されています。
- ・ このような環境保全に係る新たな考え方は、滋賀県においても、平成 29 年 3 月に策定した「琵琶湖保全再生施策に関する計画（以下「琵琶湖保全再生計画」という。）」などにおいて取り入れられ始めています。
- ・ 環境保全はあらゆる主体の協働のもとで、従来の施策の枠を超え、環境・経済・社会の統合的向上を見据えた総合的な視点からの施策・取組を進めていく必要があるため、琵琶湖保全再生計画においては、琵琶湖を「守る」ことと「活かす」ことの好循環のさらなる推進が必要としています。
- ・ 環境を「守る」取組により、地域資源の価値や魅力を高めるとともに、それらを「活かす」ことで、経済・社会活動の活性化を図り、さらなる「守る」取組へとつながる循環を持続的に実現していくことが不可欠です。

●参考 国の第五次環境基本計画に示された「地域循環共生圏」

- ・国の第五次環境基本計画では、「地域循環共生圏」における「循環」について、「食料、製品、循環資源、再生可能資源、人工的なストック、自然資本※のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含めたありとあらゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済社会活動の全段階及び自然界を通じてめぐり続けることであり、この「循環」を適正に確保するためには、物質やエネルギー等の資源の投入を可能な限り少なくするなどの効率化を進めるとともに、多種多様で重層的な資源循環を進め、環境への負荷をできる限り低減しつつ地域経済循環を促し、地域を活性化させることを目指す。」とされている。

※循環資源（家畜ふん尿、食品廃棄物、下水汚泥、プラスチック、金属等）、再生可能資源（木材、地熱・風力・水力等の再生可能エネルギー源等）、人工的なストック（社会資本、建築物等）、自然資本（森林、土壌、水、大気、生物資源等）

- ・また、「共生」については、「人は環境の一部であり、また、人は生きものの一員であり、人・生きもの・環境が不可分に相互作用している状態であり、その認識の下、二次的自然や生きものも含めた自然と人との共生、地域資源の供給者と需要者という観点からの人と人との共生の確保、そして人や多様な自然からなる地域についても、都市や農山漁村も含めた地域同士が交流を深め相互に支えあって共生していくことを目指す。」とされている。
- ・さらに、「地域循環共生圏」を創造するに当たって最も重要なこととして、「地域資源を再認識するとともに、それを活用することである。時に見過ごされがちだった各地域の足元の資源に目を向けて価値を見出していくことが、地域における環境・経済・社会の統合的向上に向けた取組の具体化の第一歩となる。」とされている。

●参考

①持続可能な開発目標（SDGs）（平成27年9月国連総会採択）

- ・SDGsについて、第五次環境基本計画の中で以下のような特徴を持っているとされている。
- ・複数の課題を統合的に解決することを目指すこと、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出すマルチベネフィットを目指すこと、という特徴を持っている。
- ・SDGsのゴール間の関連性を見ると、環境を基盤とし、その上に持続可能な経済社会活動が存在しているという役割をそれぞれが担っていると考えられる。
- ・他のゴールも考慮するなど視野を広げることにより、「どちらか」ではなく、Win－Winの発想で「どちらも」を追求することが重要である。
- ・あらゆるステークホルダーが参画する「全員参加型」のパートナーシップの促進を宣言している。（以上、第五次環境基本計画第1部第2章3（3）「持続可能な開発目標」（SDGs）の考え方の活用より抜粋）

②パリ協定（平成27年12月COP21採択）

- ・世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに1.5℃に抑える努力を追及すること、適応能力を向上させること、資金の流れを低排出で気候に強靱な発展に向けた道筋に適合させること等によって、気候変動の脅威への世界的な対応を強化することを目的とする。
- ・衡平および各国の異なる事情に照らしたそれぞれに共通に有しているが差異のある責任及び各国の能力の原則を反映するよう実施する。

③琵琶湖保全再生計画（平成29年3月策定）

- ・平成27年に制定された「琵琶湖の保全及び再生に関する法律（琵琶湖保全再生法）」では、主務大臣の定める基本方針を勘案し、滋賀県が琵琶湖保全再生施策に関する計画を定めることができる旨規定されている。
- ・この規定を受け、滋賀県では関係省庁等との協議を経て、琵琶湖保全再生計画を策定した。
- ・計画では、「琵琶湖と人との共生」を基調に、「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、保全再生に関する方針や関連する施策を挙げており、琵琶湖の保全再生に関わる事項に加えて、環境と調和のとれた産業の振興や、観光の推進等についても計画に位置付けている。
- ・また、琵琶湖の保全再生に関し必要な事項として、「守ることと活かすことの好循環」を更に推進することとしている。

④第五次環境基本計画（平成30年4月閣議決定）（抜粋）

- ・持続可能な社会を実現するため、環境的側面、経済的側面、社会的側面を統合的に向上させることが必要であり、環境保全を犠牲にした経済・社会の発展も、経済・社会を犠牲にした環境保全ももはや成立し得ず、これらをWin－Winの関係で発展させていくことを模索していく必要がある。
- ・自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術（ICT）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要である。

(4) 将来の環境に影響を与える要素と2030年の環境の見通し

- 環境保全に係る施策の方向性を示すに当たって、本計画の目標年次である2030年の環境の見通しを、将来の環境や環境保全に影響を与える要素とともに、以下に示します。

1 環境の未来を拓く「人」・「地域」の創造

- ・ 環境学習の進展や地球温暖化の影響の顕在化などにより、持続可能な社会の実現に向けて、県民や事業者の環境の状況への理解や、環境配慮行動や環境保全活動への理解が進みます。
- ・ 県民の価値観の多様化が進み、環境保全についての考え方や行動も多様化が見込まれます。
- ・ 都市部における既存の地域コミュニティの衰退や、特に中山間地における人口の減少などにより、環境保全の担い手が減少します。
- ・ 第四次産業革命と言われる動きの中で、IoTやAIをはじめとする技術革新が進展します。
- ・ これらにより、2030年の見通しとして、特に中山間地において保全の担い手が減少し、また、従来の地域コミュニティの衰退により環境保全活動が弱まる一方で、環境学習の取組の進展や価値観の多様化の中で、環境保全の意識が高く、自ら行動する人が増加しています。学生などの若い世代やNPOなど多様な主体による環境保全活動への多様な参画が進んでいます。
- ・ 環境負荷の削減をはじめとする環境の改善、モニタリングなど環境保全に係る新たな技術や機器の活用が進むとともに、新たな環境配慮型の製品やサービスが出現し、普及が進んでいます。
- ・ SDGsやパリ協定などの環境保全に係る国際的な枠組みのもとでの取組が進み、ESG投資が進んでいます。その結果、持続可能な社会づくりに貢献する企業・産業が成長しています。

2 琵琶湖環境の再生と継承

- ・ 特に中山間地における人口の減少により、耕作放棄が進み、農地が減少し、管理が行き届かない森林が増加することが見込まれます。
- ・ 産業構造の変化が進むとともに、新たな技術開発や事業者の努力により環境への負荷の削減が進みます。
- ・ 住民や事業者をはじめ、様々な主体による環境保全の取組が進んでいます。
- ・ これらにより、2030年の見通しとして、琵琶湖への流入負荷は低減され、水質は一定改善されています。
- ・ ただし、水質が改善されても、森・川・里・湖のつながりのもとで魚介類の産卵環境や生息環境が改善され、水質～プランクトン～魚介類の有機物のつながりが回復し、生態系のバランスが改善されなければ在来魚介類の回復にはつながりません。
- ・ 一方で気候変動による影響が顕在化し、水質に影響が現れることも考えられます。
- ・ 様々な施策を進めた結果、琵琶湖の在来魚介類の餌環境や生物多様性に改善の兆候が現れています。
- ・ また、外来水生植物について、根絶または一定管理可能な状態になっている一方で、新たな外来生物の影響が現れることもあります。
- ・ 木材生産と利用が増加する一方で、管理の行き届かない森林や農地が増加するとともに、獣害が継続することも見込まれます。

- ・琵琶湖をとりまく産業、観光・レジャー、スポーツ・レクリエーションなどにおいて、琵琶湖の利活用が進むなど、琵琶湖と人との関わりが多様化します。

3 低炭素化など環境への負荷が少ない安全で快適な社会の実現

- ・再生可能エネルギーの利用が拡大します。
- ・国内では省エネが進む一方で、世界的にはエネルギー需要が拡大します。
- ・環境負荷の削減に係る新たな技術の開発や環境に配慮した商品・サービスの開発が進みます。
- ・県民のマイバッグの持参、環境負荷の少ない商品・サービスの利用など、環境配慮行動が進みます。
- ・産業構造の変化が進むとともに、企業による資源・エネルギーの削減の取組が進みます。また、廃棄物の減量化や再資源化が進みます。
- ・下水道施設や治山施設など、これまでに整備を進めてきた環境インフラが老朽化します。
- ・これらにより、2030年の見通しとして、地域の温室効果ガス排出量が減少している一方で、世界的な温室効果ガス排出量は増加が見込まれます。
- ・気候変動による影響が顕在化します。具体的には、地球温暖化による気温上昇や降水量の変化等によって、水環境・水資源、生態系などをはじめ、農林水産業など幅広い分野において影響が生じるとともに、自然災害が増加し、県民生活や、産業活動にも影響を与える恐れがあります。
- ・また、下水道や治山施設などの環境インフラの機能の低下や、その機能維持のための負担が増えることが見込まれます。
- ・一般廃棄物・産業廃棄物とも減少が見込まれ、再資源化も進みます。ただし、海外をはじめリサイクル先が不足する可能性があります。
- ・法令等に基づき、環境リスクが管理された状態が継続します。
- ・県民の環境リスクに対する関心や、安全・安心な生活環境に対するニーズは高い状態が続きます。

2 目標・視点

(1) 目指す将来の姿

- 第四次計画の点検・評価の結果、環境保全に係る新たな考え方、2030年の環境の見通しを踏まえると、環境に係る課題は次のように捉えることができます。
- ・現在の環境は、かつての公害の時代のように、特定の発生源から生じる環境への負荷が大きく影響していた状況から変化し、環境に影響を与える要因が複雑化・多様化してきており、こうした傾向はこれからも続くものと考えられます。
- ・琵琶湖とそれをとりまく森・川・里などの滋賀の環境（以下「琵琶湖環境」という。）では、人間活動に伴い発生する環境への負荷の削減は継続されると見込まれ、琵琶湖の水質をはじめ、環境の状態を示す指標に改善が今後も一定進むと考えられる一方で、在来魚介類の減少、外来生物の増加、水草の大量繁茂、森林の荒廃などの解決には時間がかかるものと考えられます。
- ・こうした課題の背景には、琵琶湖と河川や水田とのつながりが失われてきているといった問

題に加えて、例えば、木材価格の低迷に見られるように、地域の自然資源の経済的な価値が低下するとともに、第一次産業の従事者が減少するなどにより、経済・社会の中で自然の恵みが十分に活用されなくなってきたことにより、あらゆる物質の健全な循環が滞ってきていることが、一つの要因となっていると考えられます。

- こうしたことから、2030年に向けて環境保全施策を進めるに当たっては、これまでの「いかに環境負荷を抑制するか」という視点だけでなく、人間が「いかに適切に環境に関わるか」という、より広い視点のもとでの、施策のあり方の大きな転換点を迎えていると考えられます。
- 本計画においても、SDGsの視点を活用し、環境が持続可能な経済・社会活動の基盤であるという関係性を踏まえ、環境と経済・社会活動の持続可能性を同時に実現し、健全な循環を構築するための施策を進める必要があります。
- これらのことを踏まえ、本計画の目指す将来の姿を次のとおりとします。
- 目指す将来の姿

「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む 持続可能で活力あふれる循環共生型社会」

- また、2030年の望ましい環境の状態は次のように表すことができます。
 - ・ 活力ある人々の営みの中で、自然と人、人と人、地域と地域が触れあう「つながり」が回復し、そのつながりのもとで、地域資源を活用した健全な循環が成り立つ「循環共生型社会」が実現されている。
 - ・ 琵琶湖の水質が良好に保たれていることに加え、森林資源や在来魚介類など琵琶湖環境からの「自然の恵み」があふれるとともに暮らしに活かされている。
 - ・ 環境リスクが低減され、管理されるとともに、自然災害をはじめとする気候変動の影響に対する適応が進み、「安全・安心」で、豊かさが感じられる「低炭素社会」が築かれている。
 - ・ 様々な人々が環境について学び、環境に配慮した取組が根付き、環境保全の基盤が保たれている。

(2) 目標

- 琵琶湖環境では、森・川・里・湖のつながりの中で人を含む様々な生きものが生息し、循環のもとで一つの系（システム）を形作っています。持続可能な社会では、この系から生み出される自然の恵み（生態系サービス）が安定的かつ持続的に供給され、地域資源として健全に利用されることが求められます。
- 「循環」には次の二つがあると考えられます。
- 一つ目は、生物の食物連鎖や、環境中の大気や水循環などを通じて形成される、様々な物質の「生態系・自然界における循環」です。
- 二つ目は、製品等の生産・流通・消費・廃棄など、人間の経済・社会活動における各段階を通じて形成される、資源や財の「経済・社会活動における循環」です。
- 人間の暮らしは、「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵みを、「経済・社会活動」において活用することによって成り立っています。
- 持続可能な社会を実現するためには、森・川・里・湖のつながりを意識しながら、環境・経

済・社会を統合的に捉えるSDGsの考え方を踏まえ、「生態系・自然界における循環」のもとで生み出される自然の恵みを「経済・社会活動」において適切に活用すると同時に、「生態系・自然界における循環」を損なわないよう、環境への負荷を削減するとともに、保全のための投資や活動などを通じた生態系・自然界への貢献を行うことで、「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」を実現する視点が必要です。

- こうしたことを踏まえて、計画の目標を次のとおりとします。

「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環の構築」

- 「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」の基礎となるのは、里山や内湖の周辺などにおいて成り立ってきた、森林資源や在来魚介類などの地域資源を地域社会の経済システムの中で健全に利用する、自立・分散型の循環です。そこでは地産地消などの取組により、人、財、製品、サービスなどが地域内で循環しています。
- 同時に、循環が持続可能であるためには、地域内だけでなく、異なる地域が、地域資源を介して他の地域と相互に支え合う関係をつくることも必要です。こうした地域間では、人、財、製品、サービスも行き交っています。
- 琵琶湖は琵琶湖保全再生法で国民的資産と位置づけられており、県内だけでなく下流府県をはじめとするあらゆる地域、さらには国際社会との間においても地域資源を介して相互に支え合う関係をつくることが求められます。
- こうして健全な循環が成り立つ地域が、相互に支え合う関係のもとで広がることが、本計画の目指す将来の姿である「琵琶湖をとりまく環境の恵みといのちを育む持続可能で活力あふれる循環共生型社会」が形成されることにつながります。

●参考 これまでの環境総合計画の目標等

策定年	計画名	計画の将来像・長期的な目標等
平成 9 年 (1997 年)	滋賀県環境総合計画	環境自治が築く 共生・循環のふるさと” 滋賀”
平成 16 年 (2004 年)	新滋賀県環境総合計画	あなたとつくる” 環境滋賀モデル” ～琵琶湖から世界へ～
平成 21 年 (2009 年)	第三次滋賀県環境総合計画	持続可能な滋賀社会の実現
平成 26 年 (2014 年)	第四次滋賀県環境総合計画	「めぐみ豊かな環境といのちへの共感を育む社会の実現」～子や孫の世代まで幸せや豊かさを 実感できる安全・安心な環境の創造～

●参考

①環境基本条例（前文より抜粋）

環境は壊れやすく、復元するのは容易ではない。もはや環境はそこにあるもの、与えられるものでもない。私たちは、物質の循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境がもつ復元能力の下に持続的な発展を図っていかなければならない。また、生態系の多様性を積極的に確保し、次の世代に引き継いでいく強い意志と行動が必要である。

私たちは、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれた「環境自治」をさらに推し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に、文化的環境を含めた広範な環境全体への周到な配慮と保全活動を展開することを決意し、ここに滋賀県環境基本条例を制定する。

②第五次環境基本計画より抜粋

「地域循環共生圏」における「循環」とは、食料、製品、循環資源、再生可能資源、人工的なストック、自然資本のほか、炭素・窒素等の元素レベルも含めたありとあらゆる物質が、生産・流通・消費・廃棄等の経済・社会活動の全段階及び自然界を通じて、めぐり続けること。

（3）施策展開の三つの視点

- 将来の姿を実現するための目標である「環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環」を構築するため、施策展開に当たっては、以下の三つの視点を踏まえ、分野別の施策・取組を着実に進めるとともに、異なる分野の施策間の関係性を認識し、分野をまたいだより一層の連携により、トレードオフの関係がある場合はその解消に努めると同時に、施策・取組の相乗効果を高め、課題の同時解決につなげることが必要です。



環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環

1 共生

- ・ 健全な循環を実現するためには、互いに生かし生かされ、共に生きていく「共生」※の視点が必要です。
- ・ 共生を進めるに当たっては次の三つのアプローチがあります。
- ・ 一つ目は、里山や内湖、農地など、人が働きかけた二次的な自然も含めて、地域の生態系と人との間に成り立つ「自然と人との共生」です。
- ・ 二つ目は、地域の経済・社会において、森林資源や在来魚介類、農産物など、様々な地域資源を供給する人と、それを求め、消費する人の間に成り立つ「人と人との共生」です。
- ・ 三つ目は、例えば都市と中山間地域など、多様な人や自然からなり、異なる風土を持つ地域間において、それぞれの地域資源の活用・保全を通して交流を深め、持続可能で相互に支え合う関係が成り立つ「地域と地域との共生」です。この関係は、県内だけでなく下流府県をはじめとするあらゆる地域、さらには国際社会との間においても成り立ちます。例えば、上下流が一体となって取り組む必要がある琵琶湖・淀川水系の保全再生の推進や、カワウ対策や温暖化対策といった県境を越える広域的な課題解決に向けては、近隣府県や関西広域連合などとの連携を進め、歩調を合わせた対策を取ることが不可欠です。

※この場合の「共生」とは、生物学的な定義によるものでなく、近年の行政計画などで使用される、互いに生かし生かされ、共に生きている関係にあるという、擬人的な対話的關係を表すものです。

2 「守る」「活かす」「支える」

- ・ 共生の視点のもと健全な循環を実現するためには、調査研究や環境学習など、環境に関する科学的知見と環境保全の意識を高める「支える」取組のもと、環境を「守る」取組により地域資源の価値を高め、それらを「活かす」ことで、経済・社会の活性化をはかり、さらなる「守る」取組へとつなげる、取組の循環を持続的に進めていく視点が重要です。

3 協働

- ・ 滋賀県では、かつて石けん運動とそれに続く富栄養化防止条例の制定により、栄養塩が削減され、赤潮の発生が抑えられたように、琵琶湖を中心とした環境の保全に向けて、県民、NPO、事業者、研究者、行政など多様な主体による協働の取組が進められてきました。
- ・ 滋賀は森・川・里・湖のつながりが実感できる広がりの中にあり、例えば琵琶湖の水質改善など、取組の成果が目に見えて現れる世界的にも類を見ない地域です。
- ・ また、琵琶湖の環境保全において、石けん運動をはじめとする県民の努力、富栄養化防止条例の制定等による排出規制、下水道等環境インフラの整備などの公共事業、事業者による技術

開発と排出削減等により、琵琶湖に流入する栄養塩が削減され、水環境が改善された取組に見られるような、多様な主体の協働、パートナーシップによって経済発展と環境保全を両立させた総合的な取組を、滋賀県では「琵琶湖モデル」と呼んでいます。

- ・ 「琵琶湖モデル」は、SDGsの理念に通じる普遍性を持っており、途上国をはじめとする世界の湖沼環境問題の解決に貢献することへの期待が高まっています。
- ・ 多様な主体による協働、パートナーシップ（Partnership）は、SDGsの基本的な考え方である「5つのP」の一つであり、県民による主体的な環境保全活動を礎として築かれた「環境自治」の理念のもと、引き続き進めていく必要があります。
- ・ 価値観の多様化が進むとともに、人口減少や高齢化に伴い、地域における保全の担い手が減少することが考えられる中で、多様な主体による協働、パートナーシップに基づく取組を進めるため、関係団体やNPO、事業者など、環境保全への意欲を持つ様々な主体や、学生など次代を担う若い世代の参画が期待されます。
- ・ 多様な主体が参画する場において、県民が主体となり、環境と経済・社会活動をつなぐ健全な循環のもとで実現される目指す将来の姿について、継続的かつ発展的な議論がなされる必要があります。
- ・ こうした議論を通じて、本計画で示す施策の方向性について、各主体の理解と合意を確保すると同時に、目標との整合について随時検証を行い、本計画の進捗状況の点検、見直しにつなげていくこととします。

